

水源環境保全・再生かながわ県民会議「次期実行5か年計画に関する意見書案」について

全体の構成について

意見書案（修正前）	意見書案（修正後）
<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p>	<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p>
<p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策・税制の評価</p> <p>1-2 次期計画策定の基本的考え方</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>1-4 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>イ 対象地域</p> <p>(3) 構成事業の考え方</p> <p>(4) 事業費規模</p>	<p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策・税制の評価</p> <p>1-2 次期計画策定の基本的考え方</p> <p>1-2 ⇒ かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>1-3 ⇒ かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) (1) 計画期間</p> <p>(3) (2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>イ 対象地域</p> <p>(4) (3) 構成事業の考え方</p> <p>(5) (4) 事業費規模</p>
<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p>2-2 水関係事業</p> <p>2-3 県外上流域対策関係</p> <p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p>	<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p>2-2 水関係事業</p> <p>2-3 県外上流域対策関係</p> <p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p>
<p>個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）</p>	<p>個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）</p>

意見書案 「総論」部分の内容について

意見書案（修正前）	意見書案（修正後）
<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水源環境保全・再生かながわ県民会議は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。 ○ このため、県民会議は、毎年の特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。 ○ 現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。 ○ このため、県民会議ではこれまでの8年間の取組の総合評価を実施し、これを踏まえて、県による次期5か年計画の検討に先立ち、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出いたします。 <p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策・税制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものであるため、短期に効果が現れるものではなく、長期にわたる取組が必要です。 ○ これまでの継続的な取組により、一定の事業効果が現れているものと認識していますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要があります。 ○ このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効ある内容で次期の5か年計画を策定して関連事業を実施していく必要があります。 ○ また、財源については、水源環境保全税により、引き続き、各事業に継続的・安定的に取り組む必要があります。 <p>1-2 次期計画策定の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの2期の取組においては、施策導入時に危惧されていた様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。 ○ これからの2期の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められます。 ○ そこで、次期計画策定にあたっては、これまでの成果と課題を検証し、実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直すことが重要です。 ○ また、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていく必要があります。 	<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <p>水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に<u>分かりやすく</u>情報提供する役割を担っています。</p> <p>このため、県民会議は、毎年の特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。</p> <p>現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。</p> <p>このため、県民会議では、<u>県による次期5か年計画の検討に先立ち、これまでの8年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づきこれを踏まえて、県による次期5か年計画の検討に先立ち、</u>次期計画の方向性について意見を取りまとめ、<u>県に提出するもの</u>です<u>いたします。</u></p> <p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策・税制の評価</p> <p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。<u>このためあるため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。</u></p> <p>これまでの<u>継続的な</u>取組により、一定の事業効果が現れているものと認識していますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要があります。</p> <p>このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より<u>実効性のある</u>内容で次期の5か年計画を策定して関連事業を実施していく必要があります。</p> <p>また、財源については、<u>引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、引き続き、各事業に継続的・安定的に取り組むことが求められ</u>必要<u>があります。</u></p>

意見書案 「総論」部分の内容について

意見書案（修正前）	意見書案（修正後）
<p>1-3 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>○ 施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、現時点においても、基本的な考え方などの変更はないものと考えます。</p> <p>○ なお、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。</p> <p>1-4 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 計画期間 施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきです。</p> <p>(2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策 水源環境税により実施する事業については、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきです。</p> <p>イ 対象地域 現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域を主な対象地域とし、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域とすべきです。</p> <p>(3) 構成事業の考え方 水源環境保全税により実施する事業については、現行計画に基づく事業並びに「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を基本原則とすべきです。</p>	<p>1-2-3 かながわ水源環境保全・再生施策大綱 <u>平成17年に策定されたかながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。</u>←これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点においても、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、なお、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。</p> <p>1-3-4 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 基本的な考え方 これまでの2期の取組においては、施策導入時に危惧されていた様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。 <u>今後これからの2期の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められます。</u> そこで、次期計画の策定にあたっては、これまでの成果と課題を検証し、実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直すことが重要です。 また、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていく必要があります。</p> <p>(2) (1) 計画期間 施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと考えます<u>です</u>。</p> <p>(3) (2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策 水源環境保全税により実施する<u>特別対策事業</u>については、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます<u>です</u>。</p> <p>イ 対象地域 現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる<u>取組</u>については、県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域を<u>主な対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組</u>支える活動の促進については、県民の<u>全体</u>で水を守る観点から、<u>県全域及び県外上流域とすべきと</u>考えます<u>です</u>。</p> <p>(4) (3) 構成事業の考え方 <u>特別対策</u>水源環境保全税により実施する事業については、現行計画に基づく<u>事業と、並びに</u>施策目標達成のために「一般的な行政水準」を超えて、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を基本原則とすべきです。</p>

意見書案 「総論」部分の内容について

意見書案（修正前）	意見書案（修正後）
<p>(4) 事業費規模</p> <p>事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p>	<p>(5) (4)事業費規模</p> <p>事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p>

意見書案 「各論」部分の内容について

意見書案（修正前）	意見書案（修正後）
<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p>	<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p>
<p>2-1 森林関係事業</p>	<p>2-1 森林関係事業</p>
<p>森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカ管理対策をはじめ様々な対策が進められた結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</p>	<p>○ 森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカ管理対策をはじめ様々な対策を<u>進めてきました</u>。この<u>結果</u>、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できます。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</p>
<p>A 県内水源保全地域全域において森林の水源かん養や生物多様性の保全などの公益的機能を向上させるために、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体のあり方を見据えた面的な対策を推進すべきです。</p>	<p>○ 県内水源保全地域全域において森林の水源かん養や生物多様性の保全などの公益的機能を向上させるために、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体のあり方を見据えた<u>総合的な観点から面的な</u>対策を推進すべきです。</p>
<p>B 第2期計画から始めたシカ管理と森林整備の連携の取組を踏まえ、シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせながら、より広範囲で取り組むべきです。</p>	<p>○ 第2期計画から始めたシカ管理と森林整備の連携の取組を踏まえ、シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせながら、より広範囲で取り組む<u>必要があります</u>べきです。</p>
<p>C 気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、森林の崩壊地対策に取り組むべきです。</p>	<p>○ 気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、<u>土木的工法を含めた土壌保全森林の崩壊地対策の強化</u>に取り組むべきです。</p>
<p>D 将来にわたり森林の公益的機能を維持していくため、森林の立地条件等に応じて、混交林や巨木林など多様な樹種からなる森林への着実な誘導や、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導に努めるべきです。また、ブナ帯の森林再生にも引き続き取り組む必要があります。</p>	<p>○ 将来にわたり森林の公益的機能を維持していくため、森林の立地条件等に応じて、混交林や巨木林など多様な樹種からなる森林への着実な誘導や、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導に努めるべきです。また、ブナ帯の森林再生にも引き続き取り組む必要があります。</p>
<p>E 県による公的管理が終了して森林所有者に返還した森林の公益的機能の維持を図るため、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。</p>	<p>○ 県による公的管理が終了した私有林等について、て森林所有者に返還した森林の公益的機能の維持を図るため、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。</p>
<p>F 水源の森林エリア内の森林において、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取り組を実施できるような仕組みを検討すべきです。</p>	<p>○ 水源の森林エリア内の森林において、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取り組を実施できるような仕組みを検討すべきです。</p>
<p>2-2 水関係事業</p>	<p>2-2 水関係事業</p>
<p>水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備を進めた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果も見られ、着実に進められています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</p>	<p>○ 水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを<u>着実に進めてきた</u>結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果<u>も見られ</u>、着実に進められています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</p>
<p>G 河川・水路における自然浄化対策については、これまでの取組により効果的な手法も確立しつつあり、今後も工夫を重ねながら継続する必要があります。</p>	<p>○ 河川・水路における自然浄化対策については、これまでの取組により効果的な手法も確立しつつあります。<u>←今後も、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があります。</u></p>

意見書案 「各論」部分の内容について

意見書案（修正前）	意見書案（修正後）
<p>H 地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要があります。</p> <p>I ダム集水域における生活排水対策については、これまでの取組を継続してより一層の整備促進を図る必要がありますが、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討すべきです。</p> <p>J 合併処理浄化槽の整備については、今後は事業所等における大規模な合併処理浄化槽整備への支援強化も検討すべきです。</p> <p>K ダム湖下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている現状があることを踏まえ、負荷軽減に向けた支援エリア拡大を検討すべきです。</p>	<p>○ 地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要があります。</p> <p>○ <u>県内ダム集水域における生活排水対策については、これまでの取組を継続してより一層の整備促進を図る必要があります。</u>その際が、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討すべきです。</p> <p>○ 合併処理浄化槽の整備については、今後は事業所等における大規模な合併処理浄化槽整備への支援強化も検討すべきです。</p> <p>○ <u>ダム湖下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている状況が見られる現状があること</u>を踏まえ、負荷軽減に向けた支援<u>区域の</u>エリア拡大を検討すべきです。</p>
<p>2-3 県外上流域対策関係</p> <p>L 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同により、荒廃した森林を対象とした間伐等の森林整備や桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施する現行の県外上流域対策を長期的に継続し、酒匂川の流域である静岡県<small>の</small>県外上流域では、水質等の状況把握を継続する必要があります。</p>	<p>2-3 県外上流域対策関係</p> <p>○ <u>相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同により、整備の遅れた荒廃した森林を対象とする</u>した間伐等の森林整備や、桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施しています。<u>こうした</u>する現行の県外上流域対策を<u>引き続き長期的に</u>継続し、長期的に取組の効果を見定めるとともに、酒匂川<small>の</small>流域である静岡県<small>の</small>県外上流域では、水質等の状況把握を継続する必要があります。</p>
<p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <p>M モニタリングについては、施策の効果を県民に分かりやすく明示し、県民意見を施策に反映するため必要不可欠であるため、今後も長期的・継続的に行う必要があります。</p> <p>N 現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた県民参加の仕組みを次期計画にも位置付け、発展させる必要があります。</p> <p>O 水源環境保全・再生施策に対する県民理解を促進するとともに、水源地域の重要性についての認識の共有を図るため、都市部とダム周辺部、上流と下流など様々な交流を含めた啓発の取組を拡大する必要があります。</p>	<p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <p>○ <u>モニタリングについては、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに</u>も、<u>県民意見を施策に反映するため必要不可欠です。</u>あるため、今後は<u>も</u>、より総合的な観点からの評価も求められることから、<u>長期的・継続的に行う必要があります。</u></p> <p>○ <u>現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた県民参加の仕組みを、</u>次期計画にも位置付けて<u>継続するとともに、工夫を重ねながら発展させる必要があります。</u></p> <p>○ <u>水源環境保全・再生施策に対する県民の理解を促進し、</u>するとともに、水源地域の重要性についての認識の共有を図るため、都市部とダム周辺部、上流と下流など、<u>様々な交流を含めた啓発の取組をさらに拡大する必要があります。</u></p>